

經濟上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定附属書一のペルーの表、附属書四、附属書五のペルーの表、附属書六のペルーの表、附属書八のペルーの特定の約束及び附属書九のペルーの表（抄訳）

（参考）

## 附属書一のペルーの表

この表は、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定附属書一のペルーの表に掲げられた品目のうち、日本国からペルーに対する輸出額の高いもの（統一システムの四桁番号の水準）を列举し、全体として、輸出総額の大部分を占める品目を掲げる。また、この協定においてペルー側が日本国に対して特に譲許することとなった品目を掲げる。

## 第三編

### 第一節 ペルーの表についての注釈

1 第二十一条の規定の適用に当たっては、次節のペルーの表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に完全に撤廃し、当該原産品は、無税とする。

(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(c) 表の4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(d) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か

ら行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(e) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(f) 表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(g) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(h) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目

の四月一日から無税とする。

(i) 表の4欄に「B16」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十七回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十七年目の四月一日から無税とする。

(j) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から五年目に両締約国が交渉する。

(k) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2 次節のペルーの表の5欄に一個の星印(\*)を付した品目に分類される産品については、第二十八条の規定に従い、二千一年六月二十二日の大統領令第一一五―二〇〇―E F号及びその改正に基づいて設立された価格帯制度の対象となる。

3 中古の産品(統一システムの項又は号において中古の産品に分類されるものを含む。)は、第二十一条に規定する関税に係る約束の対象から除外される。中古の産品には、また、再生され、修理され、回収さ

れ、又は再製品化されたもの及びそれらの工程に類する他の工程を経たもの（産品の使用後に、当該産品の本来の特性若しくは仕様を回復し又は新品であった時に有していた機能を回復するための何らかの工程を経たことを条件とする。）を含む。

4 ペルーの表は、ペルーにおける公式の国内関税分類の品目表に従って解釈される。

## 第二節 ペルーの表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	価格帯制度
第七類 〇七一四  〇七一四一〇 〇七一四二〇	食用の野菜、根及び塊茎 カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類する でん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓  カッサバ芋 かんしょ	九%	B X 15	

<p>〇七一四九〇</p>	<p>その他のもの</p>	<p>九% B 7</p>
<p>第八類          〇八〇八          〇八〇八一〇〇〇〇〇          〇八〇八二〇          〇八〇八二〇一〇〇〇          〇八〇八二〇二〇〇〇          〇八一〇          〇八一〇一〇〇〇〇〇          〇八一〇二〇〇〇〇〇          〇八一〇四〇〇〇〇〇          〇八一〇五〇〇〇〇〇          〇八一〇六〇〇〇〇〇          〇八一〇九〇</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮          りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）          りんご          梨及びマルメロ          梨          マルメロ          その他の果実（生鮮のものに限る。）          ストロベリー          ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー          クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実          キウイフルーツ          ドリアン          その他のもの</p>	<p>九% B 5    A    A    A    A          九% B 10    A    B          九% B 7    B          九% B 15</p>
<p>第九類          〇九〇二          〇九〇二二〇〇〇〇〇</p>	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料          茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）          緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）</p>	<p>九% B 15</p>

<p>第二九類 二九三六 二九三七</p>	<p>有機化学品 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。） ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>第二二類 二二〇六〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>飲料、アルコール及び食酢 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>〇九〇二二〇〇〇〇〇〇〇 〇九〇二三〇〇〇〇〇〇〇 〇九〇二四〇〇〇〇〇〇〇</p>	<p>その他の緑茶（発酵していないものに限る。） 紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。） その他の紅茶及び部分的に発酵した茶</p>	<p>九% 九% 九%</p>	<p>B 10 B 10 B 15</p>



三〇〇二二〇二〇〇〇	狂犬病ワクチン	九%	B	5
三〇〇二二〇三〇〇〇	麻しんワクチン	九%	B	5
三〇〇二二〇九〇〇〇	その他のもの	九%	B	10
三〇〇二三〇〇	動物用のワクチン	九%	B	5
三〇〇二九〇〇	その他のもの	九%	B	10
三〇〇二九〇一〇〇〇	培養微生物	九%	B	10
三〇〇二九〇二〇〇〇	患者に投与しない研究用又は診断用の試薬	九%	B	10
三〇〇二九〇三〇〇〇	人血	九%	A	A
三〇〇二九〇四〇〇〇	サキシトキシシン	九%	A	A
三〇〇二九〇五〇〇〇	リシン	九%	A	A
三〇〇二九〇九〇〇〇	その他のもの	九%	B	10
三〇〇三	医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	九%	B	10
三〇〇四	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第三〇・〇二項、第三〇・〇五項又は第三〇・〇六項の物品を除く。）	九%	B	10
三〇〇四一〇	ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。） 又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの	九%	B	10

三〇〇四二〇	その他の抗生物質を含有するもの	九%	B	10
	第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）			
三〇〇四三一〇〇〇〇	インスリンを含有するもの	九%	B	10
三〇〇四三二	コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの	九%	B	10
三〇〇四三九	その他のもの	九%	B	10
三〇〇四四〇	アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	九%	B	10
三〇〇四五〇	その他の医薬品（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	九%	B	10
三〇〇四九〇	その他のもの			
三〇〇四九〇一〇〇〇	人血漿代用液	九%	B	10
三〇〇四九〇二一〇〇	その他の人用のもの			
三〇〇四九〇二二〇〇	麻酔剤	九%	B	10
三〇〇四九〇二二〇〇	ニトログリセリン経皮吸収型製剤	九%	B	10
三〇〇四九〇二三〇〇	非経口栄養剤	九%	B	10
三〇〇四九〇二四〇〇	腫瘍治療用又はHIV治療用のもの	九%	B	10
三〇〇四九〇二九〇〇	その他のもの	九%	B	10
三〇〇四九〇三〇〇〇	その他の動物用のもの	九%	B	5

三〇〇五	脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する製品（例えば、被覆材、ばんそうこう及びパップ剤）で、医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたもの	九%	B 10
三〇〇六	この類の注4の医療用品		
三〇〇六一〇	外科用のカッタガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）		
三〇〇六一〇一〇〇〇	外科用のカッタガットその他これに類する縫合材	九%	B 10
三〇〇六一〇二〇〇〇	切開創縫合用の接着剤	九%	B 10
三〇〇六一〇九〇〇〇	その他のもの		
三〇〇六二〇〇〇〇	血液型判定用試薬	九%	B 5
三〇〇六三〇〇	エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	九%	B 5
三〇〇六四〇〇	歯科用セメントその他の歯科用充填材料及び接骨用セメント	九%	B 5
三〇〇六五〇〇〇〇	救急箱及び救急袋	九%	B 5
三〇〇六六〇〇〇〇	避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	九%	B 5
三〇〇六七〇〇〇〇	医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	九%	B 5

<p>三〇〇六九一〇〇〇〇 三〇〇六九二〇〇〇〇</p>	<p>その他のもの        瘻造設術用と認められるもの        薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</p>	<p>九%      九% B5      B5</p>	
<p>第三五類 三五〇五 三五〇五一〇〇〇〇〇 三五〇五二〇〇〇〇〇</p>	<p>たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素        デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤        デキストリンその他の変性でん粉        膠着剤</p>	<p>九% B5    X</p>	<p>*</p>
<p>第四〇類 四〇一一 四〇一六 四〇一六一〇〇〇〇〇</p>	<p>ゴム及びその製品        ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）        その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）        セルラーラバー製のもの        その他のもの        床用敷物及びマット        消しゴム        ガスケット、ワッシャーその他のシール        防舷材（膨らませることができなからできないかを問わない。）</p>	<p>九%      九%      九%      九% A      B7      B7      B7      B7</p>	

<p>第七〇類 七〇〇七</p>	<p>ガラス及びその製品 安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。） 強化ガラス 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの その他のもの 合わせガラス 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のもの その他のもの</p>	<p>九% 九% 九% 九%</p> <p>B 10 B 9 B 10 B 9</p>
<p>四〇一六九五 四〇一六九九 四〇一六九九一〇〇〇 四〇一六九九二一〇〇 四〇一六九九二九〇〇 四〇一六九九三〇〇〇 四〇一六九九四〇〇〇 四〇一六九九六〇〇〇 四〇一六九九九〇〇〇</p>	<p>その他の製品（膨らませることができるものに限る。） その他のもの その他の技術的用途に供する製品 第一七部の輸送機器の部分品及び附属品 軸受用防じんカバー その他のもの 栓 インナーチューブ及び空気タイヤの修理用のパッチ 製版用ブランケット その他のもの</p>	<p>九% 九% 九% 九% 九% 九%</p> <p>B 5 A 5 B 5 B 10 A 10 A 10 B 3 B 5</p>

<p>第七二類 七二一〇 七二二五</p>	<p>鉄鋼 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。） その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）</p>	<p>A A</p>
<p>第七三類 七三一八 七三一八一〇〇〇〇 七三一八二〇〇〇〇 七三一八一三〇〇〇〇 七三一八一四〇〇〇〇 七三一八一五 七三一八一五〇〇〇 七三一八一五九〇〇〇 七三一八一六〇〇〇〇</p>	<p>鉄鋼製品 鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリユー、スクリユーフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品 ねじを切った製品 コーチスクリユー その他の木ねじ スクリユーフック及びスクリユーリング セルフタッピングスクリユー その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。） コンクリート用拡張型アンカーボルト その他のもの ナット</p>	<p>九% 九% 九% 九% B 4 B 4 A B 5 B 10 B 10 B 10</p>

八四〇九	八四〇八	八四〇七	第八四類	七三一八一九〇〇〇〇	七三一八二二〇〇〇〇						
分品	第八四・〇七項又は第八四・〇八項のエンジンに専ら又は主として使用する部	ン)	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。） ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	その他のもの							
A	A	A		九%							
				B 5	B 5	B 3	B 10	B 5	B 4	B 5	B 5

八四二七	フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック	
八四二九	ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルシヨベル、エキスカベーター、シヨベルローダー、突固め用機械及びロードローラー（自走式のものに限る。）	A
八四七一	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	A
八四八二	玉軸受及びころ軸受	A
八四八三	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）、伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー（プーリーブロックを含む。）、クラッチ及び軸継手（自在継手を含む。）	A
八四八四	ガasketその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）、材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	A
八四八四一〇〇〇〇〇	ガasketその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）	B 9

八五二五	八五〇七	八五〇七一〇〇〇〇〇〇	八五〇七二〇〇〇〇〇〇	八五〇七三〇〇〇〇〇〇	八五〇七四〇〇〇〇〇〇	八五〇七八〇〇〇〇〇〇	八五〇七九〇	八五〇七九〇一〇〇〇〇	八五〇七九〇二〇〇〇〇	八五〇七九〇三〇〇〇〇	八五〇七九〇九〇〇〇〇	八五二一	八四八四二〇〇〇〇〇〇	八四八四九〇〇〇〇〇〇
ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再 問わない。）	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを 問わない。）	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	その他の鉛蓄電池	ニッケル・カドミウム蓄電池	ニッケル・鉄蓄電池	その他の蓄電池	部品	箱及びカバー	隔離板	プレート	その他のもの	ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを 問わない。）	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像 及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	メカニカルシール その他のもの
		九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%		九%	
A		B 9	B 10	B 5	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 5	B 10	B 10	B 9	A

八五二八	<p>生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー</p> <p>モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機器を有しないものに限る。)並びにテレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)</p>		A	A
<p>第八七類</p> <p>八七〇一</p> <p>八七〇二</p> <p>八七〇三</p> <p>八七〇三二一〇〇〇〇</p> <p>八七〇三二二</p> <p>八七〇三三二二</p> <p>八七〇三三三二二〇〇〇</p>	<p>鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品</p> <p>トラクター(第八七・〇九項のトラクターを除く。)</p> <p>一〇人以上の人員(運転手を含む。)の輸送用の自動車</p> <p>乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。)</p> <p>雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両</p> <p>その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)を搭載したものに限る。)</p> <p>シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの</p> <p>シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超え一、五〇〇立方センチメートル以下のもの</p> <p>四輪駆動車</p> <p>その他のもの</p>	<p>九%</p> <p>九%</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>B 9</p> <p>B 9</p> <p>A</p> <p>A</p>	

八七〇三二二九〇一〇	救急車、護送車及び霊きゆう車	九%	B	10
八七〇三二二九〇二〇	その他の組み立てたもの	九%	B	9
八七〇三二二九〇九〇	その他のもの	九%	B	10
八七〇三二三三	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え三、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	九%	B	9
八七〇三二三三一一〇〇〇	四輪駆動車	九%	B	9
	その他のもの	九%	B	10
八七〇三二三三九〇一〇	救急車、護送車及び霊きゆう車	九%	B	10
八七〇三二三三九〇二〇	その他の組み立てたもの	九%	B	4
八七〇三二三三九〇九〇	その他のもの	九%	B	9
八七〇三二三四	シリンダー容積が三、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	九%	B	9
八七〇三二三四一〇〇〇	四輪駆動車	九%	B	10
	その他のもの	九%	B	10
八七〇三二四九〇一〇	救急車、護送車及び霊きゆう車	九%	B	10
八七〇三二四九〇二〇	その他の組み立てたもの	九%	B	10
八七〇三二四九〇九〇	その他のもの	九%	B	10
	その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限り。）	九%	B	10
八七〇三三三一	シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートル以下のもの	九%	B	9
八七〇三三三一〇〇〇	四輪駆動車	九%	B	9

八七〇三三一九〇一〇	八七〇三三一九〇二〇	八七〇三三一九〇九〇	八七〇三三二一	八七〇三三二一〇〇〇	八七〇三三二九〇一〇	八七〇三三二九〇二〇	八七〇三三二九〇九〇	八七〇三三三	八七〇三三三一〇〇〇	八七〇三三三九〇一〇	八七〇三三三九〇二〇	八七〇三三三九〇九〇	八七〇三九〇	八七〇三九〇〇一〇	八七〇三九〇〇二〇
------------	------------	------------	---------	------------	------------	------------	------------	--------	------------	------------	------------	------------	--------	-----------	-----------

その他のもの  
救急車、護送車及び霊きゆう車  
その他の組み立てたもの  
その他のもの  
シリンダー容積が一、五〇〇立方センチメートルを超え二、五〇〇立方センチメートル以下のもの  
四輪駆動車  
その他のもの  
救急車、護送車及び霊きゆう車  
その他の組み立てたもの  
その他のもの  
シリンダー容積が二、五〇〇立方センチメートルを超えるもの  
四輪駆動車  
その他のもの  
救急車、護送車及び霊きゆう車  
その他の組み立てたもの  
その他のもの  
救急車、護送車及び霊きゆう車  
その他の組み立てたもの

九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%	九%
B 9	B 9	B 10	B 9	B 9	B 9	B 10	B 4	B 10	B 4	B 10	B 9	B 10	B 9	B 10	B 10

八七〇三九〇〇〇九〇	その他のもの	九%	B
八七〇四	貨物自動車		A
八七〇五	特殊用途自動車（例えば、救難車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサ―車、道路清掃車、散水車、工作車及びレントゲン車。主として人員又は貨物の輸送用に設計したものを除く。）		A
八七〇八	部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）		A
八七〇九	自走式作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港において貨物の短距離の運搬に使用する種類のものに限るものとし、持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したものを除く。）及び鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラック―並びにこれらの部分品		A
八七一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー		
八七一―一〇〇〇〇〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	九%	B
八七一―二〇〇〇〇〇	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	九%	B
八七一―三〇〇〇〇〇	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え五〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	九%	B

<p>八七一一四〇〇〇〇〇</p> <p>八七一一五〇〇〇〇〇</p> <p>八七一一九〇〇〇〇〇</p>	<p>シリンダー容積が五〇〇立方センチメートルを超え八〇〇立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの</p> <p>シリンダー容積が八〇〇立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>九%</p> <p>九%</p> <p>九%</p>	<p>B 9</p> <p>B 9</p> <p>B 5</p>
<p>第九六類</p> <p>九六〇八</p> <p>九六〇八一〇</p> <p>九六〇八一〇二〇〇〇</p> <p>九六〇八一〇二二〇〇</p> <p>九六〇八一〇二九〇〇</p> <p>九六〇八二〇</p> <p>九六〇八二〇一〇〇〇</p> <p>九六〇八二〇九〇〇〇</p>	<p>雑品</p> <p>ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）</p> <p>ボールペン</p> <p>ボールペン</p> <p>部分品（ポイント付きの中芯を除く。）</p> <p>軸（ボールがあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー</p> <p>フェルトペン及びマーカー</p> <p>部分品</p> <p>万年筆その他のペン</p>	<p>九%</p> <p>九%</p> <p>九%</p>	<p>B 10</p> <p>A A</p> <p>A B</p> <p>A B</p>

九六〇八三一〇〇〇〇	製図用ペン（墨汁を使用するものに限る。）			
九六〇八三九〇〇〇〇	その他のもの			
九六〇八四〇〇〇〇〇	シャープペンシル			
九六〇八五〇〇〇〇〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの二以上の号の物品をセツトにしたもの			
九六〇八六〇〇〇〇〇	ボールペン用中芯（ポイント及びインク貯蔵部から成るものに限る。）			
九六〇八九一〇〇〇〇	その他のもの			
九六〇八九九〇〇〇〇	ペン先及びニブポイント			
九六〇九	その他のもの			
九六〇九一〇〇〇〇〇	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、			
九六〇九二〇〇〇〇〇	パステル、図画用木炭、テールラスチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			
九六〇九九〇〇〇〇〇	鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中に芯を入れたものに限る。）			
九六〇九九〇〇〇〇〇	鉛筆の芯（色を問わない。）			
九六〇九九〇〇〇〇〇	その他のもの			
		九%	九%	九%
		B 5	A B 5	B 5
			A A	A B 5
				B 5
				A A

## 附属書四

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定附属書四を次に掲げる。

附属書四（第三章関係）原産地証明

原産地証明書の様式

1 輸出者の名称、住所及び国名	証明書番号	ページ番号 ／	
2 生産者の名称、住所及び国名	<p>経済上の連携に関する日本国と ペルー共和国との間の協定</p> <p>原産地証明書</p> <p>発給国_____</p>		
3 輸入者の名称、住所及び国名			
<p>4 輸送手段の詳細（手段及び経路） （知る限りにおいて）</p> <p>船積日 船舶又は航空機の便名 船積港 荷揚港</p>			
5 品目番号（必要に応じて）、記号及び番号、包装の個数及び種類、品名並びに統一システムの関税分類番号（6桁）	6 原産地基準	7 重量（総重量又は正味重量）、数量（量単位）その他の計量値（リットル、立方メートル等）	8 仕入書の番号及び日付
9 備考			
<p>10 輸出者による申告</p> <p>下名は、次のとおり申告する。</p> <p>－上記詳細及び記載は、真実かつ正確である。</p> <p>－上記産品は、この証明書の発給に必要な条件を満たす。</p> <p>－上記産品の原産国は、_____である。</p> <p>場所及び日付 権限を与えられた署名者の署名 氏名（活字体）</p>	<p>11 証明</p> <p>実施された管理に基づき、輸出者による申告が正確であることを証明する。</p> <p>権限のある当局又は発給機関</p> <p>_____ 印章 場所及び日付 氏名（活字体）及び署名</p>		

## 原産地証明書の注釈

### 原産地基準

次のいずれかの産品であつて、第三章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であつて、第四十条に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書三に定める品目別規則を満たすもの

### 原産地証明書の記入要領

1 原産地証明書は、関税上の特惠待遇の要求のため、輸出者又は当該輸出者によつて権限を与えられた代理人が、読みやすく、かつ、完全に記入し、輸出締約国の権限のある当局又は発給機関が発給する。原産地証明書は、英語により記入する。原産地証明書は、発給後に許可なく修正された場合には、効力を失う。

2 産品を特定するために必要な詳細その他関連する情報を記載する上で原産地証明書の記入欄が足りない場合には、輸出者又は当該輸出者によって権限を与えられた代理人は、この附属書に定める原産地証明書の用紙を追加して使用することにより情報を提供することができる。この場合において、原産地証明書の追加された全ての用紙には、第五欄から第八欄までの情報、証明書番号及びページ番号を記載するものとし、輸出者又は当該輸出者によって権限を与えられた代理人が、読みやすく、かつ、完全に記入し、輸出締約国の権限のある当局又は発給機関の印章により証明される。

第一欄 輸出者の正式な名称、住所及び国名を記載する。

第二欄 生産者の正式な名称、住所及び国名を記載する。一以上の生産者の産品が含まれる場合には、第五欄に記載する産品との関連を特定した他の生産者の名簿（名称及び住所を含む。）を添付する。輸出者又は生産者がこの情報を秘密とすることを希望する場合には、「AVAILABLE TO THE RELEVANT AUTHORITY UPON REQUEST」と記載する。生産者と輸出者が同一である場合には、「SAME」と記載する。

第三欄 輸入者の正式な名称、住所及び国名を記載する。

第四欄 船積日（船荷証券又は航空貨物運送状の日付）、船積港、通過港及び荷揚港の名称並びに船舶又は

航空機の便名を知る限りにおいて記載する。原産地証明書が遡及して発給される場合には、船積日を記載する。

第五欄 積送する各産品の品目番号（必要に応じて）、記号及び番号、包装の個数及び種類、附属書三に定

める品目別規則が準拠する統一システムの関税分類番号並びに品名を記載する。

各産品の統一システムの六桁の水準の関税分類番号を記載する。

原産地証明書に記載される産品の品名は、産品の仕入書における品名及び統一システムの関税分類番号と相互に関係付けるのに十分なものとする。品目別規則の中に具体的な品名が記載された産品について当該品目別規則が適用される場合（例えば、第三類の注釈又は第二二〇二・九〇号の規則の場合）には、その具体的な品名をこの欄に記載するものとする。

産品が包装されていない場合には、「IN BULK」と記載する。

第六欄 各産品に適用される原産地基準（前記の(a)から(c)までの原産地基準のいずれか）を記載する。原産地規則は、第三章及び附属書三に定める。

第七欄 各産品の量（重量については、総重量又は正味重量）を記載する。慣習的に使用されている場合に

は、正確な量を示す他の計量単位（リットル、立方メートル等）を用いることができる。

第八欄 各製品の仕入書の番号及び日付を記載する。仕入書は、製品の輸入締約国への輸入のために発行されるものとする。原産地証明書が発給される輸出者とは異なる者により仕入書が発行され、かつ、当該仕入書を発行する者が第三国に所在する場合には、当該仕入書が第三国で発行されること並びに当該仕入書を発行する者の正式な法律に基づく名称及び住所を第九欄に記載する。

原産地証明書が発給される時に第三国で発行される仕入書の番号が不明である場合には、当該原産地証明書が発給される輸出者が発行する仕入書の番号及び日付をこの欄に記載し、輸入締約国への輸入のため当該製品に対し別の仕入書が第三国で発行されること並びに当該別の仕入書が発行する者の正式な法律に基づく名称及び住所を第九欄に記載する。

第六十条1の規定の適用上、一回の輸入のために二以上の仕入書の番号及び日付が一の原産地証明書に記載される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産地証明書を受け入れるものとする。

第九欄 原産地証明書が遡及して発給される場合には、当該原産地証明書を発給する権限のある当局又は発給機関は、「ISSUED RETROSPECTIVELY」と記載する。第五十六条の規定に従って原産地証明書が再発

給される場合には、当該原産地証明書を発給する権限のある当局又は発給機関は、「DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER\_DATED\_」と記載する。必要に応じ、他の事項を記載する。

第十欄 この欄は、輸出者又は当該輸出者によって権限を与えられた代理人が記入し、署名し、及び日付を付す。

注釈 輸出者又は当該輸出者によって権限を与えられた代理人の署名は、自筆又は電子的に印刷されたものとするができる。

第十一欄 この欄は、輸出締約国の権限のある当局又は発給機関が記入し、日付を付し、署名し、及び印章を押す。

注釈 権限のある当局又は発給機関の署名は、自筆又は電子的に印刷されたものとするができる。権限のある当局又は発給機関の印章も、電子的に印刷することができるものとする。

#### 原産地申告の申告文

原産地申告は、次のとおりの申告文とし、注に従って作成されるものとする。ただし、注は、記載しな

い。

「この文書の対象となる製品の輸出者（認定番号（注1））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地（国名（注2））が日・ペルーEPA／ペルー・日EPA（注3）上の特惠に係る原産地であることを申告する。

（場所及び日付（注4））」

注1 認定輸出者の認定番号を記載する。

注2 製品の原産地（日本国又はペルー）を記載する。

注3 「日・ペルーEPA／ペルー・日EPA」とは、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定をいう。

注4 場所及び日付の記載は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。

## 附属書五のペルーの表

この表は、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定附属書五のペルーの表に掲げられた留保のうち、全ての分野に共通のもの及び世界貿易機関サービス交渉における日本国の主要関心国に対する最重要自由化目標リクエストの分野に係るものを掲げる。また、この協定の交渉において主要な論点となった留保を掲げる。

## 第二編 ペルーの表

1 この表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関してペルーが付する留保について、第百八条1の規定に従って記載するものである。

(a) 第百四条

(b) 第百五条

(c) 第百六条

(d) 第百七条

2 この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 該当する義務。「該当する義務」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(d) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(e) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第七章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他の全ての事項に優先する。

4 第百六条の規定についてのペルーの約束に関し、ペルーの法律に基づいて設立された法人であって金融サービスを提供するものは、法的な形態に関する差別的でない制限に従う。

注釈 例えば、有限責任事業組合及び有限責任の個人企業は、一般的にペルーにおいて金融機関の法的な形態として認められない。この注釈は、他方の締約国の投資家が支店又は子会社のいずれを選択するかという点について影響を及ぼし、又は制限を加えるものではない。

5 附属書七第二条1(a)に定義する金融サービスに関し、第百八条1(c)の規定は、第百六条(e)の規定に関連

する適合しない措置については、適用しない。

6 第百二条1(d)の規定に基づいて提供される金融サービスに関するペルールの約束は、非居住者であるサービス提供者がペルールの領域内において事業活動を行い、又は勧誘することを認めるものと解してはならない。この約束の適用上、ペルールは、「事業活動」及び「勧誘」を定義することができる。

7 ペルールは、金融サービス提供者の監督者がペルールに居住しなればならず、及び役員がペルールの国民、ペルールの領域内に居住する人又はその組合せによって構成されることを要求することができる。

二	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置	ラジオ及びテレビジョンの放送サービス 現地における拠点（第百七条） 中央政府 ラジオ及びテレビジョン法第二十四条（二千四年七月十六日付官報「エル・ペルアノ」法律第二八二七八号） 国境を越えるサービスの貿易 ペルールの国民又はペルールの法律に基づいて組織され、及びペルールに所在する法人のみがラジオ若しくはテレビジョンの放送サービスを提供することを許可され、又はそのための免許を付与さ
	概要	

五	四	
分野 小分野 該当する義務	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置 概要	
内国民待遇（第四百四条）  全ての分野	ラジオ放送サービス  内国民待遇（第四百四条） 最恵国待遇（第四百五条） 中央政府 ラジオ及びテレビジョン法規則第二十条（二千五年二月十五日付官報「エル・ペルアノ」大統領令第〇〇五―二〇〇五―MTC号） 国境を越えるサービスの貿易 外国人が直接又は間接に法人の株主、共同出資者又は共同経営者である場合には、当該法人は、当該外国人の出身国と国境を接する地域において放送許可を取得することができない（ただし、大臣評議会が公共の必要性があると認める場合を除く。）。 この規制は、外国人が持分を保有する法人であって、二以上の現在有効な許可を有するものについては、適用しない（ただし、当該許可が同じ周波数帯に属する場合に限る。）。	れる。  外国人は、直接に又は個人企業を通じて、許可又は免許を取得することはできない。

政府の段階	措置	概要
中央政府	外国人労働者雇用法第一条、第三条、第四条、第五条（法律第二六一九六号により改正）及び第六条（千九百九十一年十一月五日付官報「エル・ペルアノ」政令第六八九号）	<p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>ペルーにおける雇用者は、当該雇用者の活動又は国籍にかかわらず、被用者を雇用する際には、ペルーの国民に特恵的な待遇を与える。</p> <p>サービス提供者であり、かつ、サービス提供企業によって雇用されている外国の自然人は、三年を超えない一定の期限を設けた文書による雇用契約に基づき、ペルーにおいてサービスを提供することができる。当該契約は、その後、同様の期間延長することができる。サービス提供企業は、同じ仕事においてペルーの国民の職員を訓練することを約束することを証明しなければならない。</p> <p>外国の自然人は、企業の被用者の総数の二十パーセントを超えてはならず、かつ、外国の自然人に対する報酬は、給料及び賃金の支払総額の三十パーセントを超えてはならない。これらの比率は、次の場合については、適用しない。</p> <p>(a) サービスを提供する外国の自然人が、ペルーの国民の配偶者、父母、子又は兄弟である場合</p> <p>(b) 外国の国籍及び登録の下で国際的な陸上、航空及び海上の運送サービスを提供する外国企業のために勤務する職員</p> <p>(c) 外国の職員が、多数国間のサービスを提供する多国籍の銀行又は企業に勤務する場合（ただし、個別の事案を規律する法律に従うことを条件とする。）</p>

	<p>(d) 契約期間中に少なくとも五課税単位投資財産をペルーに恒常的に保持する外国の投資家 注 「課税単位」とは、課税標準、控除、名目上の制限及び立法者が適当と認める税に関する他の側面を一定の値に維持するため、課税の規則において参考のために使用する金額をいう。</p> <p>(e) ペルーの領域において公演を行う芸術家、スポーツ選手その他のサービス提供者（ただし、一年当たり三箇月間を超えないことを条件とする。）</p> <p>(f) 移民査証を所持する外国人</p> <p>(g) ペルーとの間で労働に関する相互主義についての協定又は二重国籍に関する協定を締結している国の国籍を有する外国人</p> <p>(h) ペルー政府が締結している二国間又は多数国間の協定に基づき、ペルーにおいてサービスを提供している外国の職員</p> <p>雇用者は、次に掲げるものに関する場合には、外国の被用者の総数及び会社の支払総額における当該外国の被用者の給与に関連する比率について免除を要請することができる。</p> <p>(a) 専門家又は技術を有する職員</p> <p>(b) 新たな又は再編された事業活動のための取締役又は経営に携わる職員</p> <p>(c) 中等教育後の教育、外国の私立の初等学校及び高等学校、地方の私立学校における語学教育又は専門的な語学施設に雇用される教師</p> <p>(d) 公的な組織、機関又は企業と契約を締結している公的な又は民間の企業のために働く職員</p> <p>(e) 専門、資格又は経験に関する要件に基づいて大統領令により定める他の全ての場合</p>

分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置	概要
自由職業サービス 建築サービス 内国民待遇（第四百四条） 中央政府	<p>ペルー建築士会設立法（千九百六十二年六月三十日付官報「エル・ペルアノ」法律第一四〇八五号）</p> <p>ペルーの建築士会及び技師会に対しペルーの技術及び建築の分野における専門職業従事者を監督することを許可する専門職業法第一条（千九百六十六年二月十四日付官報「エル・ペルアノ」法律第一六〇五三号）</p> <p>二千九年十二月十五日の第〇四一二〇〇九会期において承認された国家建築士評議会合意</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>個人がペルーにおいて建築士として業務に従事するためには、建築士会に入会しなければならない。ペルー人と外国人とは、入会料が異なることがあり得る。入会料の差は、五倍を超えてはならない。現在の入会料は次のとおり。</p> <p>(a) ペルーの大学の学位を有するペルーの国民については、七百七十五ヌエボ・ソル</p> <p>(b) 外国の大学の学位を有するペルーの国民については、千二百四十ヌエボ・ソル</p> <p>(c) ペルーの大学の学位を有する外国人については、千二百四十ヌエボ・ソル</p> <p>(d) 外国の大学の学位を有する外国人については、三千百ヌエボ・ソル</p> <p>また、一時的な登録を行うため、非居住者である外国の建築士は、ペルーに居住するペルーの建築士と提携に関する契約を締結しなければならない。</p>

十六	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置	電気通信業 内国民待遇（第四百四条） 中央政府 電気通信法一般規則統合規定第二百五十八条（二千七十七年七月四日付官報「エル・ペルアノ」大統領令第〇二〇一二〇〇七―MTTC号） 国境を越えるサービスの貿易 コールバック・サービス（ペルーの領域外に所在する基本電気通信網から折返しの電話（通話相手の電話番号をダイヤルするよう促すアナウンス付きのもの）を受けることによつて国内を発信地とする電話をかけるためのサービス）は、禁止する。
十七	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置	運輸業 水運業 内国民待遇（第四百四条） 現地における拠点（第七七条） 中央政府 国家海運再活性化振興法第四・一条、第六・一条、第七・一条、第七・二条、第七・四条及び第十三・六条（二千五年七月二十二日付官報「エル・ペルアノ」法律第二八五八三号） 国家海運再活性化振興法（法律第二八五八三号）を改正する法律第十三・六条及び経過・最終規

---

---

概要

定第十号（二千九百九十九年十二月十七日付官報「エル・ペルアノ」法律第二九四七五号）

法律第二六六二〇号規則第一〇一〇一〇六条(a)（二千〇一一年五月二十五日付官報「エル・ペルアノ」大統領令第〇二八DE/MGP号）

国境を越えるサービスの貿易

1 「国内の船舶所有者」又は「国内の船舶企業」とは、ペルーの国籍を有する自然人又はペルーにおいて設立された法人であつて、主要な住所及び実際の本部がペルーに所在し、その事業が国内運送、内航海運又は国際運送における水上運送サービスを提供することであり、強制的な購入選択権が付与されたファイナンス・リース又は裸用船契約に基づく少なくとも一のペルーの国籍の商船の所有者又は賃借人であり、かつ、水運局から関連する操業許可を取得しているものをいう。

注 水上運送には、湖及び河川における運送を含む。

2 取締役会長、取締役の過半数及び社長は、ペルーの国民でなければならず、かつ、ペルーに居住していなければならない。

3 ペルーの国籍の船舶の船長及び乗組員は、全て海軍沿岸警備局によって認められたペルーの国民でなければならない。例外的な場合及び該当する種類の船舶における経験を有するペルーの乗組員がいけないことが確認できる場合には、一定の期間、外国人を乗組員全体の十五パーセントを上限として雇用することができる。この例外は、船長については、適用しない。

4 水先人の免許は、ペルーの国民にのみ与えられる。

5 内航海運は、次の場合を除くほか、国内の船舶所有者若しくは国内の船舶企業によって所有された又は強制的な購入選択権が付与されたファイナンス・リース若しくは裸用船契約に基づ

	十八
<p>         (a) 国内の水路における炭化水素の運送のうち、最大二十五パーセントまでがペルー海軍の船舶に留保される。          (b) 国内の船舶所有者又は国内の船舶企業が自己の船舶を所有せず、又は前記の方法により船舶を賃貸しない場合には、外国の国籍の船舶は、当該国内の船舶所有者又は当該国内の船舶企業のみにより、ペルーの港間又は内航海運のみの水上運送のため、六箇月を超えない期間、操業することができる。       </p>	<p>         分野          小分野          該当する義務          政府の段階          措置          概要       </p> <p>         運輸業          水運業          内国民待遇（第四百四条）          現地における拠点（第四百七条）          中央政府          大統領令第〇五六―二〇〇〇―MTC号第一条（港湾における海上輸送及び連結サービスは、ペルーの国籍の船舶及び機材を有し、かつ、承認を受けた自然人又は法人によって提供されなければならぬことを規定する。）（二千年十二月三十一日付官報「エル・ペルアノ」）          省令第二五九―二〇〇三―MTC／〇二号第五条及び第七条（港湾における海上輸送及び連結サービスに関する規則を承認する。）（二千三年四月四日付官報「エル・ペルアノ」）          国境を越えるサービスの貿易          次に掲げる水上運送並びに湾及び港において提供される関連サービスは、ペルーに居住する自       </p>

十九	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置 概要	<p>           然人及びペルーにおいて設立され、かつ、ペルーに所在する法人であつて、ペルーの国籍の船舶及び機材を有し、かつ、適切に承認されたものによつて提供されなければならない。            燃料補給サービス            係留及びびよう泊のサービス            潜水サービス            食糧供給サービス            しゅんせつサービス            水先サービス            廃棄物収集サービス            引き船のサービス            旅客の運送サービス         </p> <p>           運輸業            水運業            現地における拠点（第七七条）            中央政府            観光客輸送関連企業に関する規則（千九百七十八年二月六日付大統領決議第〇一一一七八―T C―IDS号）            国境を越えるサービスの貿易            ペルーに居住する自然人又はペルーにおいて設立され、かつ、ペルーに所在する法人のみが、         </p>
----	--	---

		観光客の水上運送サービスを提供することができる。
二十	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置	<p>運輸業 水運業 内国民待遇（第四百四条） 中央政府 港湾労働法第三条及び第七条（二千二年十一月十六日付官報「エル・ペルアノ」法律第二七八六号） 国境を越えるサービスの貿易 ペルーの国民のみが、港湾労働者登録簿に登録することができる。 港湾労働者とは、雇用者の下で、現行法の規制に従い各港湾において定められている港湾作業に関連する特定のサービス（例えば、積卸し、検数作業、ウインチ作業、クレーン作業、誘導、係留索操作）を提供する自然人をいう。</p>
二十一	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置	<p>運輸業 旅客の陸上輸送 現地における拠点（第一百七七条） 中央政府 運輸行政に関する国家規則第三十三条（二千九年四月二十二日付官報「エル・ペルアノ」大統領令第一七一〇〇九一MTC号（二千十年一月二十二日付大統領令第一〇六一二〇一〇一MT</p>

二十四		
分野	<p>概要</p> <p>措置</p> <p>政府の段階</p> <p>該当する義務</p>	<p>概要</p>
エネルギーサービスに関連するサービス	<p>エネルギーサービスに関連するサービス</p>	<p>（C号により改正）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>輸送サービスの提供に当たっては、安全及び質が消費者に提供されなければならない。そのため、適当な物的インフラ（適当な場合には、事務所、旅客又は貨物のためのバスターミナル、ドライブイン、バス停、貨物の積卸し及び保管のための場所として利用される他の全てのインフラ、修理工場並びにサービスの提供のために必要な他の全てのものを含む。）を有する必要がある。</p> <p>運輸業</p> <p>道路運送業</p> <p>内国民待遇（第四百四条）</p> <p>中央政府</p> <p>チリ共和国、アルゼンチン共和国、ボリビア共和国、ブラジル連邦共和国、パラグアイ共和国、ペルー共和国及びウルグアイ東方共和国の各国政府が千九百九十年一月一日にモンテビデオにおいて署名した「国際陸上運送協定」</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>国際陸上運送協定に従ってペルーが許可する外国車両であって国際道路運送を行うものは、ペルーの領域内において国内運送を提供することができない。</p>

二十五	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置	小分野 該当する義務 政府の段階 措置 概要
金融サービス 全て 内国民待遇（第四百四条） 市場アクセス（第百六条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 金融及び保険の制度並びに銀行及び保険の監督に関する一般組織法（法律第二六七〇二号（その	内国民待遇（第四百四条） 現地における拠点（第百七条） 中央政府 炭化水素一般法第十五条（千九百九十三年八月十九日付官報「エル・ペルアノ」法律第二六二二 一号） 国境を越えるサービスの貿易 ペルーにおいて探査契約を締結するためには、外国の自然人は、公的登録簿に登録しなければ ならず、かつ、ペルー共和国の首都に居住するペルーの国民に委任状を付与しなければならな い。 外国企業は、支店又は社団法人一般法に基づく団体を設立し、ペルー共和国の首都に所在し、 かつ、ペルーの国民を執行代理人として任命しなければならない。	

---

概要

---

改正を含む。)

政令第八六一号により承認された証券市場法（法律第二六八二七号、第二七三二三号及び第二七六四九号並びに政令第一〇六一号により改正）

大統領令第〇五四一九七―EF号により承認された年金基金の運用に関する民間制度法統合規定  
投資基金及び運用団体に関する法律（政令第八六二号）

商品取引所法（法律第二六三六一号（法律第二七六三五号により改正））

政令第二二〇一四号

第一百二条1(d)(i)及び(iii)の規定に基づいて提供される金融サービスは、次の金融サービスを除くほか、ペルーにおいては許可されない。

(a) 次の事項に関連する危険に対する保険

(i) 海上運送、商業航空並びに宇宙空間への打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。当該保険は、運送される貨物及び貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又は全てを対象とする。

(ii) 国際間の運送中の貨物

(b) 再保険及び再々保険

(c) 相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス及び請求の処理サービス

(d) 附属書七第二条1(a)(i)(C)に規定する保険仲介業であつて(a)及び(b)に掲げるサービスに関連する危険に対するもの（例えば、保険仲立業、代理店業）

(e) 附属書七第二条1(a)(ii)(K)に規定する金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェア（必要に応じ、関連する規制当局からの事前の承認を条件とする。）並びに

---

二十六	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置 概要	<p>金融サービス          銀行サービスその他の金融サービス          保険及び保険関連のサービス          市場アクセス（第百六条）          中央政府          金融及び保険の制度並びに銀行及び保険の監督に関する一般組織法（法律第二六七〇二号（その改正を含む。））          銀行、保険又は保険関連のサービスを提供する他方の締約国の金融機関であってペルーにおいて</p>	<p>附属書七第二条1(a)(ii)(L)に規定する銀行サービスその他の金融サービスに関連する助言その他の補助的な金融サービス（仲介を除く。）</p> <p>注1 (e)に規定する金融情報又は金融データの処理が個人情報を含む場合には、当該個人情報の取扱いは、個人情報保護について規制するペルーの法律に従うことが了解される。</p> <p>注2 助言その他の補助的な金融サービスには、附属書七第二条1(a)(ii)(A)から(K)までに規定するサービスを含まないことが了解される。</p> <p>注3 取引の基盤は、電磁的なものであるか物理的なものであるかにかかわらず、(e)に規定するサービスには該当しないことが了解される。</p> <p>注4 国境を越える金融サービスの信用秩序の維持に関する規制の他の手段の適用を妨げることなく、ペルーは、日本国の国境を越える金融サービスの提供者及び金銭証券の登録を要求することができる。</p>
-----	--	--	--

二十八	分野	金融サービス
二十七	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置	<p>金融サービス</p> <p>銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）</p> <p>内国民待遇（第四百四条）</p> <p>中央政府</p> <p>政令第八六一号により承認された証券市場法第二百八十条、第三百三十三条、第三百三十七条及び最終規定第十七号（法律第二六八二七号、第二七三二三号及び第二七六四九号並びに政令第一〇六一号により改正）</p> <p>金融及び保険の制度並びに銀行及び保険の監督に関する一般組織法第三十六条及び第二百九十六条（法律第二六七〇二号（その改正を含む。））</p> <p>ペルーの法律に基づいて設立された金融機関及びペルーの領域内における一次又は二次の公募によって販売される債券は、ペルーの法律に基づいて設立された格付会社によって格付されなければならぬ。そのような金融機関及び債券は、他の格付機関によっても格付されることができ、そのような格付は、義務的な格付に加えて行われるものとする。</p>
		<p>て支店を通じて設立されるものは、当該支店（ペルーに所在しなければならない。）に一定の資本を割り当てなければならない。当該支店の運営は、ペルーが課することができる措置であつて附属書七第八条1の規定に適合するものに加え、ペルーに存在する自己の資本によって制限される。</p>

小分野 該当する義務 政府の段階 措置	概要
銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。） 内国民待遇（第四百四条） 中央政府 金融及び保険の制度並びに銀行及び保険の監督に関する一般組織法（法律第二六七〇二号（その改正を含む。）） 農業牧畜銀行設立法（法律第二七六〇三号） 開発金融公社設立法（政令第二〇八号及び法律第二五三八二号） ラ・ナシオン銀行設立法（法律第一六〇〇〇号） 住宅基金法（法律第二八五七九号） 大統領令第一五七一九〇―EF号 大統領令第七一九四―EF号（その改正を含む。） ペルーは、次の金融機関に対し、限定を付することなく、利益又は排他的権利を付与することができる。ただし、当該金融機関が国家により部分的に又は完全に所有されている場合に限る。 開発金融公社、ラ・ナシオン銀行、農業牧畜銀行、住宅基金、貯蓄信用市民公庫及び市民信用公庫 当該利益の例は次のとおり。 ラ・ナシオン銀行及び農業牧畜銀行は、リスクを多様化することを求められない。 貯蓄信用市民公庫は、債務不履行となった場合に回収する担保を事前に定めた手順に従って直接に売却することができる。	注 この編においてこの適合しない措置が置かれている位置にかかわらず、両締約国は、ペ

	二十九	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>該当する義務</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>金融サービス</p> <p>銀行サービスその他の金融サービス（保険を除く。）</p> <p>市場アクセス（第百六条）</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>中央政府</p> <p>政令第八六一号により承認された証券市場法第百三十条、第百六十七条、第百八十五条、第二百四、第二百二十三、第二百五十九、第二百六十九、第二百七十、第三百二、第三百二十四及び最終規定第十七号（法律第二六八二七号、第二七三二三号及び第二七六四九号並びに政令第一〇六一号により改正）</p> <p>投資基金及び運用団体に関する法律第十二条（政令第八六二号）</p> <p>商品取引所法第二条、第九条及び第十五条（法律第二六三六一号（法律第二七六三五号により改正））</p> <p>政令第二二〇一四号第一条</p> <p>大統領令第〇五四一九七―EF号により承認された年金基金の運用に関する民間制度法統合規定第十三条、大統領令第〇〇四一九八―EF号により承認された年金基金の運用に関する民間制度法統合規定に関する規則第十八条</p> <p>証券市場若しくは商品市場において金融サービスを提供し、又は資産運用に関連する金融サー</p>
概要		<p>ル―が特定の事業体に付与することができる利益又は排他的権利が前記の例のみに限定されないことを了解する。</p>

	三十
	分野 小分野 該当する義務 政府の段階 措置 概要
<p>         ビス（年金基金の運用を含む。）を提供するためにペルーにおいて設立される金融サービス提供者は、ペルーの法律に基づいて設立されなければならない。したがって、これらの金融サービスを提供するためにペルーにおいて設立される他方の締約国の金融機関は、支店又は代理店として設立することはできない。       </p>	<p>         金融サービス          全て          内国民待遇（第四百四条）          中央政府          金融及び保険の制度並びに銀行及び保険の監督に関する一般組織法（法律第二六七〇二号（その改正を含む。））          ペルーに住所を有する債権者は、外国の金融機関又はペルーにおける当該金融機関の支店が清算される場合には、当該金融機関の支店がペルーにおいて保有する資産に関する法的な優先権を有する。       </p>

## 附属書六のペルーの表

この表は、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定附属書六のペルーの表に掲げられた留保のうち、全ての分野に共通のもの及び世界貿易機関サービス交渉における日本国の主要関心国に対する最重要自由化目標リクエストの分野に係るものを掲げる。また、この協定の交渉において主要な論点となつた留保を掲げる。

## 第二編 ペルーの表

1 この表は、ペルーが次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第百八条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第百四条

(b) 第百五条

(c) 第百六条

(d) 第百七条

2 この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 該当する義務。「該当する義務」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

- (d) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
  - (e) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」がその他の全ての事項に優先する。
  - 4 第百六条の規定についてのペルーの約束に関し、ペルーの法律に基づいて設立された法人であつて金融サービスを提供するものは、法的な形態に関する差別的でない制限に従う。

注釈 例えば、有限責任事業組合及び有限責任の個人企業は、一般的にペルーにおいて金融機関の法的な形態として認められない。この注釈は、他方の締約国の投資家が支店又は子会社のいずれを選択するかという点について影響を及ぼし、又は制限を加えるものではない。
  - 5 附属書七第二条1(a)に定義する金融サービスに関し、第百八条1(c)の規定は、第百六条(e)の規定に関連する適合しない措置については、適用しない。
  - 6 第百二条1(d)の規定に基づいて提供される金融サービスに関するペルーの約束は、非居住者であるサー

7 ビス提供者がペルーの領域内において事業活動を行い、又は勧誘することを認めるものと解してはならない。この約束の適用上、ペルーは、「事業活動」及び「勧誘」を定義することができる。

7 ペルーは、金融サービス提供者の監督者がペルーに居住しなければならず、及び役員がペルーの国民、ペルーの領域内に居住する人又はその組合せによって構成されることを要求することができる。

一	分野 小分野 該当する義務 概要	<p>全ての分野</p> <p>最恵国待遇（第百五条） 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>ペルーは、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>ペルーは、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の後に署名された二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) 航空 (b) 漁業</p>
---	---------------------------	---

十三	二	
分野 小分野 該当する義務 概要	分野 小分野 該当する義務 概要 現行の措置	現行の措置
<p>電気通信業</p> <p>最恵国待遇（第百五条）</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>ペルーは、公衆電気通信サービスに関する設置、運営及び利用のための免許を付与することに</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第百四条）</p> <p>最恵国待遇（第百五条）</p> <p>現地における拠点（第百七条）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>ペルーは、国家が提供する補助金又は贈与（政府支援による融資、保証及び保険を含む。）に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>(c) 海事（海難救助を含む。）</p> <p>注 海事には、湖及び河川における運輸業を含む。</p>

十六	十五	
分野 小分野 該当する義務 概要	分野 小分野 該当する義務 概要 現行の措置	現行の措置
<p>運輸業</p> <p>国際道路運送サービス</p> <p>内国民待遇（第四百四条）</p> <p>最恵国待遇（第五百五条）</p> <p>現地における拠点（第七七条）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>ペルーは、国境地帯における貨物又は旅客の国際陸上運送に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>運輸業</p> <p>道路運送サービス</p> <p>内国民待遇（第四百四条）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>ペルーは、ペルーの自然人又は法人のみがペルーの領域内において旅客又は商品の陸上運送（カボタージュ）を提供することを認める措置を採用し、又は維持する権利を留保する。この場合において、企業は、ペルーにおいて登録された車両を使用する。</p>	<p>関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

	十七
現行の措置	分野 小分野 該当する義務 概要
<p>さらに、ペルーは、ペルーからの国際陸上運送の提供に対し、次の制限を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>(a) サービス提供者は、ペルーの自然人又は法人でなければならない。</p> <p>(b) サービス提供者は、ペルーにおいて真正かつ有効な住所を有していなければならない。</p> <p>(c) サービス提供者が法人の場合には、ペルーにおいて法律に従って設立されなければならない。</p>	<p>全ての分野</p> <p>市場アクセス（第六六条）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>ペルーは、次に掲げる制限及び条件に従う分野及び小分野を除くほか、第六六条の規定に関連する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>法律サービス</p> <p>以下、この十七の留保において、</p> <p>(a) は、一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供を示す。</p> <p>(b) は、一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって、一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるものを示す。</p> <p>(c) は、対象投資財産によるサービスの提供を示す。</p>

---

---

(d)は、一方の締約国の国民によるサービスの提供であって、他方の締約国の区域内において行われるものを示す。

(a)及び(c)については、公証人の数が次のとおり制限されることを除くほか、制限しない。

(i) 首都については、二百

(ii) 各州都については、四十

(iii) 郡都（カヤ才憲法特別区を含む。）については、二十

(b)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

建築サービス

(a)、(b)及び(c)については、一時的な登録に関し、非居住者である外国の建築士がペルーに居住するペルーの建築士と提携に関する契約を締結しなければならないことを除くほか、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

エンジニアリングサービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

獣医サービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

助産師、看護師、理学療法士及び医療補助員により提供されるサービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容

---

---

---

を除くほか、約束しない。

電子計算機サービス及び関連のサービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

不動産に係るサービス（所有し、若しくは賃貸するもの又は報酬を受け、若しくは契約に基づいて行うもの）

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

運転者を伴わない賃貸サービス（船舶、航空機その他の運送機器並びに他の機械及び機器に関連するもの）

(a)、(b)及び(c)については、次のものを除くほか、制限しない。

「国内の船舶所有者」又は「国内の船舶企業」とは、ペルーの国籍を有する自然人又はペルーにおいて設立された法人であつて、主要な住所及び実際の本部がペルーに所在し、その事業が国内運送、内航海運又は国際運送における水上運送サービスを提供することであり、強制的な購入選択権が付与されたファイナンス・リース又は裸用船契約に基づく少なくとも一のペルーの国籍の船舶の所有者又は賃借人であり、かつ、水運局から関連する操業許可を取得しているものをいう。

注 水上運送には、湖及び河川における運送を含む。

内航海運は、次の場合を除くほか、国内の船舶所有者若しくは国内の船舶企業によって所有された又は強制的な購入選択権が付与されたファイナンス・リース若しくは裸用船契約に基づ

---

---

---

いて賃貸されたペルーの国籍の商船に留保される。

(i) 国内の水路における炭化水素の運送のうち、最大二十五パーセントまでがペルー海軍の船舶に留保される。

(ii) 国内の船舶所有者又は国内の船舶企業が自己の船舶を所有せず、又は前記の方法により船舶を賃貸しない場合には、外国の国籍の船舶は、当該国内の船舶所有者又は当該国内の船舶企業のみにより、ペルーの港間又は内航海運のみの水上運送のため、六箇月を超えない期間、操業することができる。

(d) については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。  
広告サービス

(a)、(b)及び(c)については、次のものを除くほか、制限しない。

ペルーにおいて作成される商業広告は、その八十パーセント以上においてペルーの芸術家を起用しなければならない。ペルーの芸術家は、芸術家に支払われる給料及び賃金の支払総額の六十パーセント以上を受け取るものとする。商業広告に関与する技術職員についても、同等の比率を適用する。

(d) については、「芸術家、俳優及び演奏家に関する法律」及び「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

市場調査及び世論調査のサービス、経営相談サービス、経営相談に関連するサービス並びに技術試験及び分析のサービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

---

---

---

農林業及び狩猟に関連するサービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

鉱業に関連するサービス、人員のあつせん及び提供のサービス、調査サービス並びに警備サービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理、建築物の清掃サービス、写真サービス、こん包サービス並びに会議サービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

印刷及び出版のサービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

電気通信サービス

(a)、(b)、(c)及び(d)については、ペルーは、サービス貿易一般協定第十六条の規定に基づくペルーの義務に反しない措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

電気通信事業者サービス、私的電気通信サービス及び付加価値サービス

(a)、(b)及び(c)については、提供者がこれらのサービスを提供するためにペルーが適当と認める免許、許可、登録その他の権利を取得する義務を除くほか、制限しない。ペルーの法令に基づい

---

---

---

て設立される法人は、免許を取得する資格を有する。

注 付加価値サービスは、ペルーの法令に従って定義される。

コールバック・サービス（ペルーの領域外に所在する基本電気通信網から折返しの電話（通話相手の電話番号をダイヤルするよう促すアナウンス付きのもの）を受けることによって国内を発信地とする電話をかけるためのサービス）は、禁止する。

国際業務は、運輸通信省が付与する運営に係る免許その他の許可を有する事業者を通じて行わなければならない。

民間のサービスにおける相互接続は、禁止する。

(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

問屋サービス（炭化水素を除く。）

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

小売サービス（アルコール及びたばこを除く。）

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

卸売サービス（炭化水素を除く。）

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

フランチャイズ

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容

---

を除くほか、約束しない。

家庭用品及び個人用品の修理サービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

ホテル及び飲食店のサービス（仕出しサービスを含む。）、旅行業サービス並びに観光客の案内サービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

興業サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。）、通信社サービス、図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化及びスポーツのサービス

(a)、(b)及び(c)については、次のものを除くほか、制限しない。

(i) 国内の劇場芸術作品及び視覚的芸術作品並びに国内の芸術的な実演は、その八十パーセント以上がペルーの芸術家によるものでなければならない。ペルーの芸術家は、芸術家に支払われる給料及び賃金の支払総額の六十パーセント以上を受け取るものとする。芸術活動に關与する技術職員についても、同等の比率を適用する。

注 「劇場芸術」とは、演劇、舞踊、音楽等の実演又は上演をいう。

(ii) 外国のサーカスは、本来の出演者により、最大九十日間ペルーに滞在することができる。滞在期間は、更に九十日間延長することができる。滞在期間を延長する場合には、外国のサーカスは、少なくともペルーの国民を芸術家として三十パーセント及び技術者として十五パーセント含めるものとする。同等の比率は、給料及び賃金の支払について適用する。

---

---

(d)については、「芸術家、俳優及び演奏家に関する法律」及び「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

競技スポーツ及び娯楽スポーツのための施設の開発

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

遊園地のサービス

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

海上及び内陸水路における運送サービス

(a)、(b)、(c)及び(d)については、ペルーは、サービス貿易一般協定第十六条の規定に基づくペルーの義務に反しない措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

道路運送サービス（運転者を伴う商用車両の賃貸、道路運送機器の保守及び修理並びに道路、橋及びトンネルの開発サービス）

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

全ての形態の運送の補助的なサービス（貨物取扱いサービス、倉庫サービス及び貨物運送代理店サービス）

(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。

航空機の修理及び保守のサービス

---

十八	
分野	現行の措置
金融サービス	<p>(a)については、約束しない。(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。</p> <p>航空運送サービスの販売及びマーケティング並びにコンピュータ予約システムのサービス</p> <p>(a)、(b)及び(c)については、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。</p> <p>自然科学の研究及び開発のサービス</p> <p>(a)、(b)及び(c)については、研究に参加し、並びに当該研究及びその範囲について知るため、事業許可が必要となること及び権限のある当局がペルーにおける関連する活動の一人又は二人以上の代表者を研究旅行に同行させるよう求めることがあることを除くほか、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。</p> <p>社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス</p> <p>(a)、(b)及び(c)については、権限のある当局による個別の承認を得ることを条件とすることを除くほか、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。</p> <p>学際的な研究及び開発のサービス</p> <p>(a)、(b)及び(c)については、事業許可が必要となることがあることを除くほか、制限しない。(d)については、「外国人労働者雇用法」に定める内容を除くほか、約束しない。</p>

	十九
<p>小分野 該当する義務 概要 現行の措置</p>	<p>分野 小分野 該当する義務 概要 現行の措置</p>
<p>社会事業サービス 市場アクセス（第百六条） ペルーは、附属書七第二条 2 (a) (ii) に規定するサービスの提供に関し、第百六条 (b) 及び (c) に規定する義務に適合しない措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>金融サービス 保険及び保険関連のサービス 内国民待遇（第百四条） 現地における拠点（第百七条） ペルーは、ペルーの国外の強制保険の取得を制限し、又は「自動車損害賠償責任強制保険」及び「危険業務追加保険」のような強制保険についてペルーにおいて設立された提供者から購入することを要求する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。これらの制限は、附属書五第二編二十五の規定に従い、第百二条 1 (d) (i) 及び (ii) の規定に基づいて提供することをペルーによって許可される保険については、適用しない。 法律第二七一八一号及び大統領令第〇二四一二〇〇二一MTC号により承認された同法規則 健康社会保険近代化法（法律第二六七九〇号）及び大統領令第〇三一九八一SA号により承認された規則</p>

## 附属書八のペルーの特定の約束

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定附属書八のペルーの特定の約束を次に掲げる。

## 第二編 ペルールの特定の約束

### 第一節 商用訪問者

1 付録一に定める業務活動に参加するためペルーに滞在する日本国の商用目的の国民については、百八十三日を超えない期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

2 1に規定する入国及び一時的な滞在については、入国審査のために必要な次の文書が提示された場合には、日本国の商用目的の国民に対し、労働の許可の取得を要求することなく、許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用されるペルーの出入国管理に関する法令であつて、第九章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

- (a) 日本国の国籍を有していることを証明するもの
- (b) 当該国民が付録一に定める業務活動に従事することを証明し、及び入国の目的を記載する文書
- (c) 予定されている業務活動の範囲が国際的であり、かつ、当該国民が国内の雇用市場への参入を求めないことを証明する証拠

3 ペルーは、1に規定する日本国の国民が次の(a)及び(b)のことを証明することにより2(c)の要件を満たす

こととなることを認める。

(a) 予定されている業務活動の報酬の主たる源泉が、ペルーの国外にあること。

(b) 当該国民が業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所が、少なくとも、主としてペルーの国外にあること。

4 ペルーは、業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所について、口頭による申告を受理することができる。ペルーは、更なる証明を要求する場合には、原則として、これらの事項を証明する雇用者又は代表機関からの書簡を十分な証拠であると認める。

5 ペルーは、次のことを行ってはならない。

(a) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、事前承認の手続又は同様の効果を有する他の手続を要求すること。

(b) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持すること。

## 第二節 企業内転勤者

1 法人に従属する企業によって雇用されている日本国の商用目的の国民であって、当該法人の子会社、支

店、指定する提携会社又は本部の被用者として役員、経営者又は専門家の資格で転任するものについては、一年間の入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在に適用される出入国に関する措置に従うことを条件とする。

注釈 この1に定める期間は、入国及び一時的な滞在を許可する条件が維持される限りにおいて、要請される回数だけ継続して更新することができる。

2 ペルーは、入国及び一時的な滞在の事前の要件として、労働行政当局による労働契約の承認を要求することができる。

3 この節のいかなる規定も、ペルーの労働法令に影響を及ぼすものと解してはならない。

4 この節の規定の適用上、

(a) 「役員」とは、ある団体に属する商用目的の国民であつて、主として当該団体の運営を管理し、意思決定において幅広い裁量を行使し、及びより上級の役員、役員会又は事業の株主から一般的な監督又は管理のみを受けるものをいう。

(b) 「経営者」とは、ある団体に属する商用目的の国民であつて、当該団体又はその一部門若しくは部局

を主として管理し、他の監督者、専門家又は管理者である被用者の活動を監督し、及び管理し、雇用及び解雇その他人事に関する行為（例えば、昇進、休暇の許可）を行う権限を有し、並びに日々の業務について裁量的な権限を行使するものをいう。

(c) 「専門家」とは、企業の製品若しくはサービス及び当該企業の国際市場への進出についての専門知識又は当該企業の工程及び手続についての高度の水準の専門性若しくは知識を有する被用者をいう。

### 第三節 投資家

1 ペルーは、日本国の商用目的の国民であつて、当該国民又は当該国民を雇用している企業が相当な額の資本を投下した又は投下する過程にある投資財産を、監督者若しくは役員資格又は不可欠な技能を必要とする資格で設立し、開発し、又は管理しようとするものに対し、一年間の入国及び一時的な滞在を許可し、並びにそれを確認するための文書を与える。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在に適用される現行の入出国に関する措置に従うことを条件とする。

注釈1 日本国の商用目的の国民がペルーの区域内に既に投資を行っている場合には、入国及び一時的な滞在を許可する条件が維持される限りにおいて、要請される回数だけ継続して滞在期間を一年

間更新することができる。当該国民が投資を行う過程にある場合には、百八十三日までの期間、  
入国及び一時的な滞在が許可される。

注釈2 この節に規定する「投資」には、日本の飲食店及び料理のサービスに関連するものを含む。

2 ペルーは、次のことを行つてはならない。

(a) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、労働証明テスト又は同様の効果を有する他の  
手続を要求すること。

(b) 1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関して数量制限を課し、又は維持すること。

#### 第四節 専門家及び技術者

1 ペルーは、日本国の商用目的の国民であつて、付録二の規定に従い、独立の専門家若しくは技術者又は  
従属関係にある専門家若しくは技術者として専門的又は技術的な水準での業務活動（特定の職業に関連す  
る研修活動を含む。）に従事しようとするものに対し、一年間の入国及び一時的な滞在を許可し、並びに  
それを確認するための文書を与える。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在に適用される現行の出  
入国に関する措置に従い、かつ、次のものを提示することを条件とする。

- (a) 日本国の国籍を有していることを証明するもの
- (b) 当該国民がこの1に規定する業務活動に従事することを証明し、及び入国の目的を記載する文書
- (c) 関連する最低限の教育要件を満たしていることを証明する文書又はこれに代わる証明書
- (d) 従属関係にある専門家又は技術者として活動に従事する場合にのみ、労働行政当局によって承認された労働契約

注釈 この1に定める一年の期間は、入国及び一時的な滞在を許可する条件が維持される限りにおいて、要請される回数だけ継続して更新することができる。

- 2 ペルーは、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在に関し、従属関係にある専門家又は技術者の場合を除くほか、数量制限を課し、又は維持してはならない。
- 3 ペルーは、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める日本国の商用目的の国民に対し、職業又は活動に従事するための特別の法令の要件に従うよう求めることができる。
- 4 この節のいかなる規定も、ペルーの労働法令に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 5 この節の規定の適用上、

- (a) 「独立の専門家又は技術者」とは、次の場合においてペルーの区域内に所在するサービス消費者との契約に基づいてサービスを提供するためにペルーの区域内に一時的に入国する専門家又は技術者をいう。
- (i) 専門家又は技術者が自営業者としてサービスを提供する場合
  - (ii) 専門家又は技術者がペルーの区域内においてサービスの契約を得た場合
  - (iii) 契約の報酬がペルーの区域内において専門家又は技術者に対してのみ支払われる場合
- (b) 「専門家」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす専門的な職業に従事する日本国の商用目的の国民をいう。
- (i) 専門知識を理論的かつ実践的に活用し、及び必要な場合には資格証明又は免許を取得する資格を有すること。
  - (ii) 当該職業に従事するため、四年以上の学習を必要とする専門分野において学位を取得していること。
- (c) 「従属関係にある専門家又は技術者」とは、ペルーにおける雇用者であって被用者の活動を規制し、

指示し、及び処罰する権限を有するものの指示に基づいてサービスを提供するため、ペルーの区域内に一時的に入国する日本国の専門家又は技術者をいう。

(d) 「技術者」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす専門的な職業に従事する日本国の商用目的の国民をいう。

(i) 専門知識を理論的かつ実践的に活用し、及び必要な場合には資格証明又は免許を取得する資格を有すること。

(ii) 当該職業に従事するため、三年以上の学習を必要とする学位若しくは技術上の学位又はこれらと同等のものを取得していること。

#### 付録一 商用訪問者

この編の第一節の規定の対象となる業務活動には、次のものを含む。

(a) 会合及び協議

商用目的の国民による会合、セミナー若しくは会議への出席又は業務関係者との協議への参加

(b) 研究及び設計

- (c) 技術、科学及び統計に関する研究者が日本国に所在する企業のために行う研究  
拡張、製造及び生産
- (d) 購入及び製造の管理に従事する者が日本国に所在する企業のために行う商業取引  
マーケティング
- (e) (i) 市場調査員又は市場分析者が日本国に所在する企業のために行う研究又は分析  
(ii) 見本市及び販売促進に従事する者による貿易会議への出席
- (f) 販売
- (g) (i) 販売員又は販売代理業者が日本国に所在する企業のために行う物品又はサービスの受注又は契約の  
交渉。ただし、物品の配送及びサービスの提供を含まない。  
(ii) 買手による日本国に所在する企業のための購入
- (h) 流通
- (i) 通関業者による物品の輸出入の円滑化に関する相談サービスの提供
- (j) アフターサービス

販売者の契約上の義務に不可欠な専門知識を有する設置、修理及び保守の作業員並びに監督者が、ペルーの国外に所在する企業から購入された商業上又は工業上の機器又は機械（コンピュータ・ソフトウェアを含む。）の販売に付随する保証又は他のサービス契約の期間中にこれらの保証又はサービス契約に基づいて行うサービスの提供又は当該作業員及び監督者によるそのようなサービスの提供に従事する者に対する研修

(h) 金融サービス

金融サービスの提供がペルーの権限のある当局の許可を必要とせず、又は金融サービスが第七章の規定に基づく国境を越えるサービスの貿易において明示的に約束されている場合には、この付録の規定は、日本国に所在する企業の者であつて当該金融サービスに従事するもののみを対象とする。

(i) 一般的なサービス

- (i) 管理又は監督に従事する者が日本国に所在する企業のために行う商業取引
- (ii) 広報又は宣伝に従事する者による業務関係者との協議又は会議への出席
- (iii) 観光業に従事する者（旅行代理店の社員、観光ガイド又は観光業者）による会議への出席又は日本

国を起点とするツアーの実施

(iv) 料理に従事する者（料理人及びその助手）による料理に関する行事若しくは展示会への出席又は業務関係者との協議

(v) 翻訳者又は通訳者が日本国に所在する企業の被用者として行うサービスの提供

(vi) 情報通信技術サービスの提供者による会合、セミナー若しくは会議への出席又は業務関係者との協議への参加

(vii) フランチャイズの貿易業者又は開発業者がペルーの区域内においてサービスを提供しようとすること。

## 付録二 専門家及び技術者

### 1 専門家

次に掲げる専門家は、この編の第四節の規定の対象とならない。

- (a) 健康、教育、社会及び地域社会に関するサービスの経営者
- (b) 社会福祉活動に従事する者

- (c) 大学及び他の職業教育の指導員
  - (d) 中等学校及び初等学校の教師及びカウンセラー
  - (e) 外国法事務弁護士を除く裁判官、弁護士及び公証人
- 2 技術者

次に掲げる技術者は、この編の第四節の規定の対象となる。

- (a) 土木技術の技術者
- (b) 電気工学及び電子工学の技術者
- (c) 機械工学の技術者
- (d) 産業工学及び製造に関する技術者
- (e) 建築物の検査員及び評価員
- (f) 工学に関する検査員、試験員及び取締官
- (g) 次のものに関する監督者

機械製作工及びその関連業、印刷業及びその関連業、鋳業及び採石業、石油及びガスの掘削業、鋳

- (h) 物及び金属の加工業、石油、ガス及び化学物質の加工業並びにその提供設備、食品、飲料及びたばこの加工業、プラスチック及びゴム製品の製造業、林産物加工業並びに繊維加工業  
次のものに関する契約者及び監督者
  - 電気業及び電気通信業、配管業、金属の成形及び組立業、大工業、機械工業、建設用重機の作業員
  - その他の建設業、設置、修理及びサービスの提供
- (i) 電気技師
- (j) 産業機器の技術者及び機械工
- (k) 航空機器、電気及び航空電子工学の技術者及び検査技師
- (l) 鉱山労働者
- (m) 石油及び天然ガスの掘削技師、サービス提供者及び検査技師
- (n) グラフィックデザイナー及びイラストレーター
- (o) 内装デザイナー
- (p) 料理人

- (q) コンピュータ及び情報システムの技術者
- (r) 国際的な販売及び購入の代理業者
- (s) 観光ガイド
- (t) 翻訳者及び通訳者
- (u) ホテル関連業（バーテンダー及びクルピエを含む。）
- (v) 自動車部品修理工

## 附属書九のペルーの表

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定附属書九のペルーの表を次に掲げる。

第二編 ペルールの表

第一節 中央政府の機関

1 (a) 物品

基準額 十三万特別引出権

(b) サービス（建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）

基準額 十三万特別引出権

(c) 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

基準額 四十五万特別引出権

(d) 建設サービス

基準額 五百万特別引出権

2 機関の表

全国学長会議

ペル―中央準備銀行

ペル―共和国国会

全国司法評議会

共和国監査庁

人権擁護官事務所

全国選挙管理委員会

環境省

農業省

通商観光省

国防省（注2）

経済財政省（注3）

教育省

エネルギー・鉱山省

法務省

女性社会開発省

生産省

外務省

保健省

労働雇用促進省

運輸通信省

住宅建設衛生省（注4）

内務省（注2）

検察庁

国家選挙過程事務局

司法府

首相府

全国身分登録事務所

社会保険庁（注5）

金融保険年金基金監督庁

憲法裁判所

国立アルテイプラノ大学

ペルー中央大学

国立サン・マルコス大学

国立ラ・モリーナ農業大学

国立ラ・セルバ農業大学

国立マドレ・デ・デイオス・アマゾン大学

国立ダニエル・アルシデス・カリオン大学

国立カハマルカ大学

国立エンリケ・グスマン・イ・バイエ教育大学

国立ワンカベリカ大学

国立工科大学

国立ペルー・アマゾン大学

国立ピウラ大学

国立サン・アグステイン大学

国立トルヒーヨ大学

国立トゥンベス大学

国立ウカヤリ大学

国立カヤオ大学

国立サンタ大学

国立フェデリコ・ビリヤレアル大学

国立エルミリオ・バルデイサン大学

国立ホルヘ・バサドレ・グローマン大学

国立ホセ・ファウステイノ・サンチエス・カリオン大学

国立アプリマック・ミカエラ・バステイダス大学

国立クスコ・サン・アントニオ・アバッド大学

国立ワマンガ・サン・クリストバル大学

国立サン・マルティン大学

国立イカ・サン・ルイス・ゴンサガ大学

国立サンティアゴ・アントウネス・デ・マヨロ大学

国立トリビオ・ロドリゲス・デ・メンドーサ大学

国立ペドロ・ルイス・ガリヨ大学

### 第一節に関する注釈

注1 第十章の規定は、別段の定めがある場合を除くほか、この節に掲げる調達機関の全ての補助機関についても適用する。

注2 国防省及び内務省

第十章の規定は、ペルーの陸軍、海軍、空軍又は国家警察が調達する衣類（HS六二〇五）及び履物（HS六四〇一一〇〇〇）については、適用しない。

注3 経済財政省

第十章の規定は、民間投資促進機関による技術的、法的、資金的、経済的又はこれらに類する相談サービスの調達であって、特別の許可の付与又は他の方法（例えば、増資、合弁企業、サービス契約、賃貸契約、管理契約）を通じて民間投資を促進するために必要なものについては、適用しない。

注4 住宅建設衛生省

第十章の規定は、土地権原公認委員会の調達については、適用しない。

注5 社会保険庁

第十章の規定は、シート（HS六三〇一）及び毛布（HS六三〇二）の調達については、適用しない。

第二節 地方政府の機関

1  
(a) 物品

基準額 二十万特別引出権

(b) サービス（建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）

基準額 二十万特別引出権

(c) 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

基準額 百五十万特別引出権

(d) 建設サービス

基準額 千五百万特別引出権

2 機関の表

第十章の規定は、地方政府の機関については、この節に掲げるものによる調達のみに適用する。

アマソナス州政府

アンカッシュ州政府  
アレキパ州政府  
アヤクチヨ州政府  
アプリマツク州政府  
カハマルカ州政府  
カヤオ州政府  
クスコ州政府  
イカ州政府  
ワンカベリカ州政府  
ワヌコ州政府  
フニン州政府  
ラ・リベルタ州政府  
ランバイエケ州政府

リマ州政府

ロレト州政府

マドレ・デ・ディオス州政府

モケグア州政府

パスコ州政府

ピウラ州政府

プーノ州政府

サン・マルティン州政府

タクナ州政府

トゥンベス州政府

ウカヤリ州政府

第三節 その他の機関

1  
(a) 物品

基準額 十六万特別引出権

(b) サービス（建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）

基準額 十六万特別引出権

(c) 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

基準額 四十五万特別引出権

(d) 建設サービス

基準額 千五百万特別引出権

## 2 機関の表

農業銀行

ラ・ナシオン銀行

マテリアレス銀行

動産・不動産取引公社

開発金融公社

ペルー空港・民間航空公社

ペルー電力公社

南部電力公社

電気基盤管理公社

マチュピチュ水力発電公社

コカ国営公社

ペルー国営港湾公社

ペルー出版サービス公社

東部地方電力公社

南東地方電力公社

ミレニア不動産公社

ペルーペトロ

ペルー石油公社（注）

リマ水道公社

海軍産業公社

ペルー郵便公社

南西電力公社

### 第三節に関する注釈

第十章の規定は、ペルー石油公社が調達する次の物品については、適用しない。

- (a) 原油
- (b) ガソリン
- (c) プロパン
- (d) デイゼル油
- (e) ブタン

- (f) 低硫黄中精製ガス油又は軽油
- (g) 天然ガス
- (h) バイオディーゼル
- (i) 飽和非環式炭化水素
- (j) 触媒
- (k) エタノール
- (l) 添加剤

#### 第四節 物品

第十章の規定は、前三節に掲げる機関が調達する全ての物品について適用する。ただし、それぞれの節に適用される注釈（第七節の一般的注釈を含む。）に従うことを条件とする。

#### 第五節 サービス

第十章の規定は、第一節から第三節までに掲げる機関が調達する全てのサービスについて適用する。ただし、それぞれの節に適用される注釈（第七節の一般的注釈を含む。）に従うことを条件とする。

また、第十章の規定は、国際連合の暫定的な中央生産物分類（CPC）第一・一版に定める次のサービスの調達については、適用しない。（中央生産物分類第一・一版の一覧表については、<http://unstats.un.org/unsd/cr/registry/regcst.asp?Cl=16>を参照）

CPC八二二一 会計及び監査のサービス

CPC八三二一 建築サービス

CPC八三三四 エンジニアリング・サービス及び設計サービス

CPC八三三五 建設及び設備工事段階におけるエンジニアリング・サービス

CPC八二一九一 仲裁及び調停のサービス

#### 第六節 建設サービス

第十章の規定は、第一節から第三節までに掲げる機関が調達する全ての建設サービスについて適用する。ただし、それぞれの節に適用される注釈（次節の一般的注釈を含む。）に従うことを条件とする。

#### 第七節 一般的注釈

1 第十章の規定は、小企業及び零細企業のための調達計画については、適用しない。

- 2 第十章の規定は、食糧援助計画のための物品の調達については、適用しない。
- 3 第十章の規定は、一のペルーの機関による他のペルーの機関からの物品又はサービスの調達については、適用しない。
- 4 第十章の規定は、アルパカ及びラマの繊維から作られた織物及び衣類の取得については、適用しない。
- 5 第十章の規定は、ペルーの大使館、領事館その他の外交使節団による調達であつて、専ら当該大使館、領事館その他の外交使節団の活動及び運営のためのものについては、適用しない。
- 6 第十章の規定は、次のものについては、適用しない。
  - (a) 契約を構成しない合意又は締約国（国営企業を含む。）が供与するあらゆる形態の支援（協力のための合意、贈与、借款、補助金、出資、保証及び財政による奨励を含む。）
  - (b) 財務代理若しくは預託に関するサービス、規制されている金融機関の清算及び管理に関するサービス又は公債（借款及び国債、手形その他の債券を含む。）の販売、償還及び流通に関するサービスの調達又は取得。また、第十章の規定は、次の活動に関連する銀行サービス、金融サービス又は専門的なサービスの調達については、適用しない。

(i) 公的債務の負担

(ii) 公債管理

(c) 国際的な贈与、借款又は他の援助を資金とする購入（ただし、そのような援助が第十章の規定に合致しない条件で提供される場合に限る。）

(d) 公務員の雇用及び関連する雇用措置

7 第十章の規定の適用上、公開入札手続には、枠組協定及びリバース・オークションが含まれる。

8 ペルールの表に掲げられた調達機関の英語名は、正式なものではなく、専らスペイン語に精通していない者の便宜のために定めるものである。ペルールは、公の目的のためには、自国の調達機関の正式名称をスペイン語により引用し、及び公示する。

#### 第八節 基準額の価額

1 ペルールは、基準額が効力を生ずる年の前年の十月一日までの二年間の期間における特別引出権に対するヌエボ・ソルの日ごとの価額の平均値に基づき、基準額をヌエボ・ソル建てに換算する。ヌエボ・ソル建てに換算された基準額は、基準額が効力を生ずる年の一月一日に開始し、その翌年の十二月三十一日に終

了する二年間の期間有効なものとする。

- 2 ペルーは、日本国に対し、この協定の効力発生時にヌエボ・ソル建てに換算した適用される基準額及びその有効期間を通報し、その後は新たにヌエボ・ソル建てに換算した基準額を当該基準額が有効となる時の遅くとも一箇月前までに通報する。

#### 第九節 公示の手段

- 1 法律及び判例については、政府調達監督機関 ([www.osce.gob.pe](http://www.osce.gob.pe))
- 2 物品及びサービスの調達の機会については、電子政府調達システム ([www.seace.gob.pe](http://www.seace.gob.pe))
- 3 公共事業に関する特別の許可に係る契約の機会については、民間投資促進機関 ([www.proinversion.go](http://www.proinversion.go)  
[www.proinversion.go](http://www.proinversion.go))